

令和6年度第2回 神奈川小売業 ^{プラスセーフ} + Safe 協議会

神奈川労働局では、令和7年2月5日(水)に小売業(食品スーパー、総合スーパー等)の企業を構成員とする今年度2回目の「神奈川小売業 + Safe 協議会」を開催しました。

この協議会は、小売業における自主的な安全衛生活動の促進を図り、地域全体の安全衛生に対する機運の醸成を推進することを目的として令和4年8月に設立し、今回が通算6回目の開催となります。

(構成員一覧)

- ・オーケー株式会社
- ・生活協同組合ユーコープ
- ・富士シティオ株式会社
- ・株式会社クリエイトエス・ディー
- ・相鉄ローゼン株式会社
- ・株式会社小田原百貨店
- ・小田急商事株式会社
- ・株式会社たまや
- ・株式会社やまか
- ・株式会社ビック・ライズ
- ・ヤオマサ株式会社
- ・JA全農Aコープ株式会社
- ・中央労働災害防止協会
- ・神奈川産業保健総合支援センター
- ・神奈川県
- ・横浜市
- ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部
- ・神奈川労働局

(オブザーバー参加)

- ・イオンリテール株式会社 南関東カンパニー

冒頭、神奈川労働局(労働基準部長池内伸好)から「令和4年に協議会を設立してから多くの企業・団体に参加いただいた。引き続き小売業では転倒や腰痛などの作業

行動に起因する労働災害が多く発生している。本日は近年注目されているカスタマーハラスメント対策についての講演も行われる。業界のリーディングカンパニーである皆様には、本日も積極的な提案や意見をいただきたい。」と開会挨拶が行われました。



(神奈川労働局労働基準部長からの挨拶)

続いて各企業・団体の自己紹介の後、神奈川労働局安全課の担当者から小売業における労働災害発生状況について、「小売業では転倒災害が非常に多く発生しており、労働災害全体の1/3を占めている。特に高年齢の女性労働者が多く被災し、その多くが骨折している。労働者の高齢化もますます進行しており、転倒災害や腰痛のさらなる増加が懸念されます。」との説明がありました。



(協議会の様子)

続いて、今回の協議会より新規に参加いただいた一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部の赤松支部長より、労働安全衛生コンサルタント制度の説明やSAFE推進アドバイザーとしての活動等の説明がなされました。



(赤松支部長からの説明)

続いて、「小売業におけるメンタルヘルス対策 ～パワハラ・カスハラ対策を中心に～」というタイトルにて、中央労働災害防止協会健康快適推進部の浜谷上席専門役より講演が行われました。

浜谷上席専門役からは、

- 1 職場のメンタルヘルスの現状
 - 2 ハラスメント防止対策について
 - 3 カスタマーハラスメント対策について
 - 4 パワハラを防ぐには（行為者にならないために）
 - 5 良好な人間関係と働きやすい職場
- という流れで、適宜、実例なども交えながら講義いただきました。

特に「小売業では休憩時間の確保も大事である。休憩時間中の店長には一切取り次がないなどの対策をとっている企業もある。」

「結果としてハラスメントに該当しなかったとしても、相談してきた者は何かしら困っているのであり、対応が必要である。」

「ハラスメントを見て見ぬふりをすることは行為者と同じである。」
という説明については、印象に残るものでした。



(浜谷上席専門役からの説明)

続いて、今までの協議会における活動状況の報告や今後の活動について協議が行われました。

- (1) SAFEコンソーシアム・SAFEアワードについて

あらためてSAFEコンソーシアムについて説明し、未加盟の構成員に参加を勧奨しました。

- (2) 協議会構成員からの報告等

各構成員からそれぞれ取組事項の報告がなされました。

モデル店舗による小売業にマッチした安全衛生活動（KY活動）の実施・検証

富士シティオ株式会社より、モデル店舗にて、中央労働災害防止協会の中小規模事業場安全衛生サポート事業による個別支援を受けたことについては、前々回の協議会で報告をいただきましたが、その後の進捗の報告がなされました。

モデル店舗による腰痛予防体操「これだけ体操」の実施・検証

協議会構成員においてモデル店舗を選定しています。

選定次第、中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用し、短時間で実施可能な「これだけ体操」を試行し、その結果を検証します。

その他、各構成員からは自社における転倒災害をはじめとする労働災害の発生状況、従業員も高齢化していることへの課題、取り組みなどが発表されました。

(3) 好事例集の作成について

令和5年7月に好事例集を作成しましたが、その後、追加の好事例が提出されたため令和7年2月改訂版を作成しました（好事例集は神奈川労働局ホームページに掲載中）。

(4) その他

構成員からは今後の取り組みとして「協議会としてカスハラ防止啓蒙ポスターの作成」「他社(同業種、異業種問わず)の取り組み状況の見学」「労働災害が増えているのでその防止対策」などの意見が出されたため、今後の協議会運営の参考にすることとしました。

神奈川労働局では、協議会で得られた効果的な災害防止対策をホームページで周知を図るなど神奈川県内の小売事業者に普及促進を図ります。

また、随時、協議会のメンバーを募集中ですので、神奈川県内に本社等を置く食品スーパー等を営む小売業の事業者におかれましては、ご参加をお待ちしております。

小売業の事業者におかれましては労働災害防止に向け、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

本件問い合わせ先：

神奈川労働局労働基準部安全課

(電話：045-211-7352)